

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）の運送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、工場において、車内で待機中、体調に異変が生じ、C病院に搬送され、「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によると、昼食を取りながら配送業務の順番を待っていたが、予想外に早く自分の順番が近づいて焦っていたときに、他の運転手に道順の説明を依頼されて説明を行っていたところ、急にろれつが回らなくなって脱力感を感じたという。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) まず、請求人の労働者性について検討するに、事業主は外注したものであり、請求人は労働者ではないと主張するが、監督署長は請求人の労働条件や作業態様その他を勘案すると、労働者性を否定できないとして請求人は労働者であると認定しており、当審査会としても、その認定は妥当であると判断する。

(2) そこで、請求人に発症した本件疾病の業務起因性について検討する。

ア 請求人の疾病名と発症時期については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日、本件疾病を発症したものと判断する。

イ 脳血管疾患等の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

ウ 本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人は、通常の運送業務に従事しており、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人が同期間において異常な出来事に遭遇したと認められないものと判断する。

エ 請求人の労働時間について検討すると、監督署長は、請求人の出勤時刻、退勤時刻及び休憩時間につき、請求人の申述、乗務員点呼簿及び運転日報等を基礎として算定し、審査官もこれを是認しているところ、これらの審査資料の相互の記載に矛盾はないことから、当審査会としても、監督署長の認定を是認した審査官の判断は、おおむね妥当なものであると判断する。

オ 上記エを踏まえ、短期間の過重業務について検討する。

決定書理由に説示のとおり、請求人の本件疾病の発症前おおむね1週間における時間外労働時間数は21時間35分である。また、請求人の業務に過重性をもたらす労働時間以外の負荷要因について、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、そのような負荷要因があったことを確認することができる客観的かつ的確な資料はない。したがって、当審査会としても、請求人が、本件疾病の発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に就労したとは認めることはできない。

カ 上記エを踏まえ、長期間の過重業務について検討する。

決定書理由に説示のとおり、請求人の本件疾病の発症前おおむね6か月間における時間外労働時間数は、発症前1か月の時間外労働時間数をみると39時間20分であり、100時間には達しておらず、発症前2か月間から6か月間における1か月当たりの時間外労働時間数をみると、最長で、発症前2か月間における1か月当たりの時間外労働時間数である35時間15分であり、80時間には達していない。また、請求人の業務に過重性をもたらす労働時間以外の負荷要因について、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、そのような負荷要因があったことを確認することができる資料は見当たらない。したがって、当審査会としても、請求人が本件疾病の発症前おおむね6か月間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認めることはできない。

キ 上記のとおり、請求人には認定基準の「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症が、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

ク なお、請求人は、本件疾病の業務起因性の判断に当たっては、業務の過重性と異常な出来事の有無だけをみるのではなく、請求人に発症した疾病と業務との因果関係を精査した上で、判断すべきであると主張するが、当審査会は、認定基準を踏まえ、請求人の主張の点も含め検討したものであることを付言する。

(3) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。